

第2 東日本大震災への労働基準行政の対応について

(1) 災害対策緊急対応

ア 震災直後の状況、初動対応

平成23年3月11日(金)、14時46分の東日本大震災発生後、厚生労働省の入る中央合同庁舎第5号館も、数分間にわたり、かつて経験したことのない程のすさまじい横揺れが続き、ほとんどの職員は、直ちに、庁舎前の日比谷公園に避難した。17時頃には、職員は、庁舎に戻るなど少しずつ落ち着きを取り戻しつつあったが、首都圏では、交通機関が麻痺する中で、金曜日の帰宅時間とも重なり、大量の帰宅困難者が出るなど、混乱が続いた。

このような状況ではあったが、震災直後の14時50分には、厚生労働省防災計画に基づき、災害対策本部(本部長：細川厚生労働大臣(当時))が設置され、対策本部の指揮の下、厚生労働省労働基準局では、適宜、被害状況の把握等の情報収集を行うとともに、震災直後に必要な対応に万全を期して取り組むこととなった。

通常、震度5強以上の大規模な地震が発生した場合は、労働基準局としては、厚生労働省防災計画等によって、①災害に関する被害情報の収集、伝達を行うほか、②労働者の死傷状況、事業場の被災状況の把握、③厚生労働省の関連施設の状況、④医師の派遣等を把握することになっていたが、現地との通信手段も十分確保し難い中で、巨大津波による甚大な被害に加え、原発事故の発生等から、情報収集等も困難な状況にあった。

しかし、まずは、被災者支援への対応を最優先に、①労働基準局所管の独立行政法人労働者健康福祉機構の施設である労災病院での負傷者等の受入の可否等の受入体制や医師等の派遣の確認、②東電福島第一原発の被害状況も含む各種被害状況の把握等のほか、第一線機関(労働局、労働基準監督署)の行政機能の状況の把握を行った。

【表1：厚生労働省災害対策本部構成員等(労働基準局関係)】

本部長	労働基準局長
幹事	総務課長、監督課長、安全衛生部安全課長、労災補償部労災管理課長
事務局員	総務課長補佐(総務担当)、監督課中央労働基準監察監督官、安全衛生部安全課長補佐、労災補償部労災管理課長補佐(企画担当)
防災担当職員	総務課総務係長、安全衛生部計画課企画係長等

イ 震災直後からの数日間の対応

労働基準局では、3月11日の夕刻から、防災担当職員を中心とした震災対策班(チーム)による24時間の緊急体制の下、各種情報収集を行い、省災害対策本部との連絡調整、被害状況・対策の取りまとめ調整等の対応に当たった。

震災発生翌3月12日（土）の4時には、長野県北部で震度6強の地震も起きたことから、こうした大規模な地震の被害状況の把握も併せて行った。3月12日、9時には、厚生労働省現地連絡本部が設置され、引き続き、労災病院の急患の受入体制や受入状況等の情報を中心に各種調整や情報収集を行っていた。

このような中、15時36分に発生した東電福島第一原子力発電所の事故で、大量の放射性物質が放出され、地域住民の避難範囲は20キロに拡大されるなど、事態は一気に緊迫した状況となった。

翌3月13日（日）には、政府の緊急災害対策本部会議、原子力災害対策本部会議、電力需給対策本部会議等が立て続けに開催される中、東京電力による計画停電実施との情報があり、国民生活に甚大な影響が生ずる事態に直面したことから、労働基準局も含め、厚生労働省を挙げて、この問題への至急の対応を迫られた。

その後、多くの人々が、避難所等へ避難され、震災発生3日後の被災者の数は、実に約47万人にのぼった。

このような状況の下、引き続き、震災後の被害状況、避難所の状況等の把握を行うとともに、労働基準局としては、①関係機関との密接な連携の下、被災者支援のためのニーズ把握、相談対応等の迅速かつきめ細かな対応、②原発事故収束のための緊急作業従事者の放射線障害防止等の対応、③計画停電による企業の生産活動への影響を想定した所要の対応、等様々な喫緊の課題に、労働基準局を挙げて取り組んだ。

（2）震災直後の医療支援等

震災直後は、被災地の労災病院も含め医療機関の被害もあったが、負傷者の救護、救急医療への対応が急務であったことから、労働基準局所管の独立行政法人労働者健康福祉機構本部に対し、全国の労災病院から医療スタッフの派遣等の要請を行い、震災当日から、被災地等での医療活動が展開された。

また、被害の大きかった青森労災病院、東北労災病院、福島労災病院等では、震災直後から負傷者を受け入れながら、早急な病院機能の回復を図り、医療活動が展開された。

〈各労災病院の対応状況〉

ア DMAT（災害派遣医療チーム）

（Disaster Medical Assistance Team（※）の略）

○ 横浜労災病院（2チーム）

筑波メディカルセンター、羽田空港、石巻総合運動公園等で活動

○ 鹿島労災病院（1チーム）

北茨城市内の病院で活動

○ 横浜労災病院（2チーム）

東電福島第一原発災害に備えた態勢整備等のため、いわき市立総合磐城共立病院を拠点に活動

(※) 医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職と事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。

イ 医療班の派遣（平成24年2月29日まで）

活動実績

55チーム（延べ253人）

ウ その他の活動

○ 福島労災病院

震災直後から、いわき消防本部と連携し、患者の受入れ体制を整備
東電福島原発に関しては、福島県から緊急被ばく医療機関として要請を受け、検査受入体制を整備

入院患者（せき損8名）を他の労災病院（東京、千葉、横浜、新潟）に一時転院（3/24）

○ 鹿島労災病院

東電福島原発に関する要請がなされた場合の検査等の応援体制を整備



労災病院からの災害派遣医療チームによる救助の様子

(3) 被災者等支援のための取組

震災発生から1次補正予算成立以前の間（平成23年3月11日～5月1日）

ア 出張相談、請求勧奨等の取組

地震や津波、さらには原発事故の影響により、多数の方が、東北・関東地方をはじめ全国各地に避難され、食料や医療のほか、当面の生活のための様々な支援を必要としていた。労働基準行政としては、震災直後から、避難所に避難されている方々に対し、①労働相談、②労災保険給付、③未払賃金立替払制度等に関する各業務を的確に行う必要があったため、これらの対応を行った。

また、対応に当たっては、労働基準行政としても、政府の一員として、被災者等支援のため、関係行政機関とも連携し、各避難所を巡回する等のワンストップサービス体制により、所掌する制度に関する内容の周知とともに、被災労働者のニーズの把握と、各種要望等への対応を行った。

① 労働相談の対応

被災者の置かれた状況から、雇用・労働関係では、解雇・雇止めや賃金不払、休業手当、労災保険、雇用調整助成金等に係る様々な相談対応が必要であったため、次のとおり、緊急相談窓口を設置したほか、避難所への出張相談を集中的に行った。

(i) 緊急相談窓口の設置

被災地域等を管轄する労働局と労働基準監督署を中心に、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する労働者や事業主からの相談に対応するため、緊急相談窓口を開設（平成23年3月25日）。

(ii) 被災地での休日相談対応

被害の大きい労働局管内の公共職業安定所（被災3局）で土日祝日の開庁時に、労働基準監督署職員が各所に出張し相談対応を実施（平成23年4月9日～5月末日）。

土曜の開庁を継続する仙台公共職業安定所に労働基準監督署職員が出張し、相談対応を実施（平成23年6月1日～6月末日）。

また、労働局では、電話回線・ホットラインによる相談対応を実施。

(iii) 出張相談の実施

避難所へ避難されている被災労働者等に対して、効率的な相談を行うため、職業安定行政等の他行政分野と連携の上、避難所出張相談を行うことで被災労働者等が一度に様々な相談が行えるように努めた（平成23年3月25日）。

【表 2：避難所等への出張相談の実施状況】

労働局	岩手	宮城	福島	その他
出張相談(※1)	1,556回 5,478件	1,393回 6,161件	1,625回 3,933件	570回 (※2) 5,233件

※1：1月31日現在 ※2：北海道、青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、福井、山梨、長野、岐阜、滋賀、京都、大阪



避難所における出張相談の状況（平成23年3月29日 於：釜石、岩手労働局）

(iv) 解雇、雇止め等の予防のための啓発指導の実施

事業主に対し、パンフレット等を活用し、緊急相談窓口での相談対応など各種の機会を利用して、労働契約法や裁判例等の周知を図り、適切な労務管理の必要性について啓発指導を行うよう労働局長あて通知（平成23年4月8日）。

②労災保険給付・未払賃金立替払制度

今回の震災は、平日の14時46分という時間帯に発生したことから、多くの労働者が作務中に被災された。このため、ケガ等をされた被災労働者には療養（補償）給付及び休業（補償）給付を、亡くなられた労働者の遺族には遺族（補償）給付を、迅速かつもれなく行う必要があった。

しかし、被災労働者はもとより、事業主の方等も、全国各地の避難所に避難されていた上、労働者が作務中や通勤中に地震や津波により被災された場合、労災保険給付の対象となることが十分知られていない状況にあった。加えて、避難所では、テレビ・ラジオ等の情報収集手段が不十分な状況にあった。これらのことから、あらゆる媒体・機会を活用して、労災保険制度の周知を行うとともに、相談対応や労災保険給付の請求勧奨等に努める必要があった。このため、下記ウのとおり、あらゆる機会を活用し、周知・広報に努めるとともに、上記①(iii)の出張相談の際には懇切・丁寧な相談対応と請求書の受付等を行った。

また、太平洋沿岸の地域は津波により工場等も被害にあったため、多数の企業が事業活動の停止を余儀なくされることで多くの労働者の方に賃金が支払われないまま退職するという事態が生じる懸念があったため、未払賃金の立替払制度に基づく救済等の対応を迅速かつ、もれなく行う必要があった。

制度の周知の必要性については、上記①同様であったため、未払賃金立替払制度についても、あらゆる媒体を活用し、周知・広報を行う一方で、上記①(iii)の出張相談の際に制度の案内と、懇切・丁寧な相談対応に努めた。

③心や体の不調を訴える被災者への対応

産業保健推進センター、地域産業保健センター等で、事業者、労働者並びにその家族等被災された住民を対象としたメンタルヘルスを含む健康相談窓口を設置（平成23年3月22日）し、産業保健推進センターに全国からつながるフリーダイヤル（心の電話相談：0120-226-272（平成23年3月30日～）、健康電話相談：0120-765-551（平成23年4月6日～））を開設するなど、健康問題について相談できる体制を整備した。

厚生労働省ホームページのメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」（<http://kokoro.mhlw.go.jp/>）に、被災された労働者やその家族、支援者向けの特設ページを開設した（平成23年3月23日）。

④有期契約労働者等の雇用の維持・確保に係る対応

東日本大震災とこれに伴う計画停電の実施から、今後相当の期間にわたり、経済活動と雇用への重大な影響が生じることが懸念され、特に急激な事業変動の影響を受けやすい有期契約労働者とパートタイム労働者については、年度末を迎えていることもあり、その解雇・雇止めで生活の基盤となる職場を失うおそれがあったことから、かかる労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の配慮をすること等を内容とする要請を、厚生労働大臣名で主要経済団体に対して行った（平成23年3月30日）。

⑤東日本大震災に係る雇用問題への配慮に関する要請書

東日本大震災の被害から、相当の期間にわたり、事業活動と雇用への重大な影響が生じることが懸念され、多数の人々が生活の基盤となる職場を失うおそれがあり、また、電力不足に対応するために労働条件を変更する必要も生じたことから、労使での十分な話し合いや非正規労働者の雇用の確保等も内容として含む要請を、厚生労働大臣名で主要経済団体に対して行った（平成23年4月11日）。